

2021年4月1日 誕生!! /

中核市 一宮

尾張地域で初の中核市として、新たなまちづくりへ

一宮市は、市制施行100周年という節目の年に、中核市へ移行します。中核市になると、保健衛生や福祉、環境分野などの多くの仕事が増え、市へ移ります。与えられる権限の活用により工夫を凝らし、地域の実情にあったより質の高い行政サービスを提供することで、市民の皆さまに中核市のメリットを実感していただけるよう、努めてまいります。



中核市になると、ココが変わる!

総合的な保健衛生サービスを提供し、市民の健康と安全を守ります

◆市保健所の設置
愛知県一宮保健所の施設を活用し、新たな保健衛生行政の拠点とします。
これまで市の保健センターが行ってきた母子保健や成人保健のサービスと、県の保健所が行っていた専門的なサービスを一体的に提供することで、子どもから高齢者までの健康づくりのための支援を充実させます。



すべてのライフステージにおける健康づくりのサポート



中核市になるとできることを活用し、一宮市オリジナルの取組みを進めます

◆福祉総合相談室の開設
障害者、生活困窮、高齢者などの問題を複雑に抱えお困りの方が気軽に相談できるよう、福祉についての相談窓口として開設します。
精神保健福祉士や保健師などの専門スタッフが相談者の悩み・不安を受け止め、担当課や関係機関とも連携しながら、一人一人に寄り添った支援を進めます。



市の新しい業務と窓口のご案内

◆福祉・子育て・まちづくり・環境業務 [●=市が新たに行う業務 ○=市がすでに行っている業務]

担当窓口			主な手続き・業務内容
市役所本庁舎(本町2丁目5-6)	2階	福祉総務課	●○民生委員の定数決定、活動支援
		福祉総合相談室	●精神保健福祉、難病患者の療養に関する相談 ○障害者・生活困窮者・高齢者などの相談支援
		指導監査室	●○障害福祉サービス事業者・介護保険サービス事業者・老人福祉施設などの指導監査
		障害福祉課	●○身体障害者手帳の申請、交付決定 ●指定難病医療費の助成申請
			●指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定障害児通所支援事業者の指定、更新
		生活福祉課	●生活保護受給者が利用する医療・介護・施設機関の指定 ●保護施設の設置認可
		高年福祉課	●養護老人ホーム・軽費老人ホームの設置認可(許可) ●有料老人ホームの設置の届出
		介護保険課	●○介護保険サービス事業者・介護保険施設の指定、許可、更新
	4階	子ども家庭相談課	●母子父子寡婦福祉資金の貸付
	7階	住宅政策課	●サービス付き高齢者向け住宅の登録 ●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録
	8階	公園緑地課	○屋外広告物の許可 ●屋外広告業の登録
環境センター(奥町字八丁山52)	北館	廃棄物対策課	●産業廃棄物処理業・廃棄物処理施設設置の許可、産業廃棄物の適正処理指導 ●使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業・フロン類回収業の登録、解体業・破砕業の許可 ●ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管・処分の状況に関する届出 ●浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理指導、浄化槽の設置・変更に関する届出 ○浄化槽設置の助成
		収集業務課	○家庭ごみ・資源の収集、リサイクルの推進
		施設管理課	○持ち込みごみの計量、処理手数料の徴収
	北館	環境政策課(霊園管理事務所)	○住宅用地球温暖化対策設備(太陽光発電システム・蓄電システムなど)設置の助成 ○市営墓地・斎場の管理
衛生処理場(奥町字八丁山8)		環境保全課	●ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設の設置の届出、特定粉じん排出等作業の実施の届出 ●大気汚染の状況を常時監視 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置の届出 ●特定化学物質の排出・移動量の届出 ○水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、専用水道に関すること

精神障害者・難病患者の方の窓口 保健所から市役所本庁舎に変わります

中核市移行により市が業務を行うことに伴い、福祉サービスを一体的に提供するため、窓口が県一宮保健所から市役所本庁舎2階の福祉部に変わります。

- 精神保健福祉・難病患者の療養に関する相談 → **福祉総合相談室**で受付します。
- 指定難病医療費の助成申請 → **障害福祉課**で受付します。



中核市についてのお問い合わせ先



一宮市 総合政策部 政策課 ☎0586(28)8952
※3月31日までは、中核市移行推進課 ☎0586(85)7003まで
●一宮市ウェブサイトもご覧ください。
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

一宮市 中核市



申請などの手続きが県から市の窓口が変わります

市の新しい業務と窓口のご案内

中核市への移行や組織の見直しに伴い、変更となる主な業務と窓口をお知らせします。

手続きなど詳しくは、各担当課までお問い合わせください。なお、以下の担当窓口と電話番号は、**2021年4月1日以降**の内容です。保健所などの電話は、4月1日に開通します。

◆保健衛生業務（保健所）

[●=市が新たに行う業務 ○=市がすでに行っている業務]

保健所（古金町1丁目3）

担 当 窓 口		主な手続き・業務内容	
保健所（古金町1丁目3）	保健総務課	総務企画グループ ☎(52)3851	●小児慢性特定疾病医療費の支給 ●〇不妊治療費（一般・特定）の補助 ●肝炎治療費などの助成申請 〇未熟児養育医療費の給付 ●受動喫煙防止に関する申請、啓発 ●人口動態調査、国民生活基礎調査などの保健衛生統計
		医務グループ ☎(52)3852	●病院・診療所・助産所の開設許可、立入検査 ●歯科技工所・施術所（柔道整復又はあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）の開設の届出、立入検査 ●医療安全相談 ☎(52) 3853 ●医師・歯科医師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・保健師・助産師・看護師・准看護師の免許申請
	保健予防課	感染症グループ ☎(52)3854	●感染症の発生の届出、まん延防止対策 ●感染症患者に対する就業制限及び入院勧告 ●結核などの感染症患者に対する医療費負担 ●エイズなどの性感染症の検査、相談 〇予防接種に関すること
		生活衛生グループ ☎(52)3855	●旅館・興行場・公衆浴場の営業許可、監視指導 ●理容所・美容所・クリーニング所の開設の届出、監視指導 ●住宅宿泊事業者（民泊）の届出、指導 ●特定建築物の届出、監視指導 ●温泉利用の許可、監視指導 ●遊泳用プールの届出、監視指導 ●薬局の開設許可、監視指導 ●医療機器販売業（貸与業）などの許可、届出、監視指導 ●医薬品店舗販売業の許可、監視指導 ●登録販売者試験の受験願書の受付、販売従事登録の申請 ●毒物劇物販売業などの登録、届出、監視指導 ●毒物劇物業務上取扱者の届出、監視指導 ●麻薬取扱者（麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者・麻薬小売業者）の免許申請、届出 ●薬剤師・臨床検査技師・クリーニング師の免許申請
	保健衛生課	食品衛生グループ ☎(52)3857	●食品関係施設の営業許可、届出、監視指導 ●食中毒の調査、予防啓発 ●化製場・動物処理場などの設置許可、監視指導 ●食鳥処理事業の許可、監視指導 ●調理師・製菓衛生師・ふぐ処理師の免許申請
		衛生検査グループ ☎(52)3859	●食中毒・感染症の検査、食品検査、水質検査 （依頼検査は、保健所内に同居する県清須保健所試験検査課が実施します。）
健康支援課	統括グループ ☎(52)3858	●不妊・不育症相談 ●特定給食施設の届出、栄養管理に関する指導助言 ●栄養士・管理栄養士の免許申請	

一宮市保健所 ～市民に身近な存在へ～

4月以降、これまで県が担ってきた保健所業務を市が行います。県一宮保健所では一宮市と稲沢市を管轄していましたが、市保健所では一宮市のみを管轄します。場所はこれまでと同じです。

所在地 古金町1丁目3番地

業務時間 午前8時30分～午後5時15分（市役所と同じ時間になります）

休業日 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日



？保健センターは、どうなるの？



市内に3か所ある保健センターについては、これまで行ってきた乳幼児や生活習慣病予防のための健康相談など、市民に身近な保健サービスの窓口として引き続き業務を行います。

🐾ペットと仲良く暮らす まちづくりを進めます

動物の適正飼養の啓発や狂犬病予防対策を行うため、中保健センター内に「動物愛護事務所」を設置します。なお、犬・猫の保護、返還など、動物の収容施設が必要な業務については、県動物愛護センター尾張支所（浅井町西海戸字余陸寺 31-1）に市の職員を配置し、対応します。



◆保健衛生業務（保健センター）

[●=市が新たに行う業務 ○=市がすでに行っている業務]

担 当 窓 口		主な手続き・業務内容
中保健センター [貴船町3丁目2]	保健総務課 事業グループ ☎(72)1153	○がん検診に関すること
	保健予防課 新型コロナワクチン接種推進室 ☎(72)1389	○新型コロナワクチンの接種に関すること
	動物愛護事務所 （保健衛生課 動物愛護グループ） ☎(72)1122	●放浪犬の捕獲、負傷動物の保護、犬猫の引き取りの相談 ●迷子動物、咬傷事故の届出 ●動物の適正飼養の啓発、指導、ペットに関する相談 ●特定動物の飼養許可、指導 ○犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付 ○猫の避妊・去勢手術費の助成
	健康支援課 中保健センターグループ ☎(72)1121	（各保健センター共通） ○母子健康手帳の交付、妊産婦・乳幼児の健診、相談 ○生活習慣病予防などの保健指導、健康相談
西保健センター [東五城字備前12 （尾西庁舎内）]	健康支援課 西保健センターグループ ☎(63)4833	保健センターで扱っていた 手続きの一部は窓口が変わります ■ 不妊治療費の補助、未熟児養育医療費の給付 → 保健所（保健総務課） で受付します。 ■ 予防接種に関すること → 保健所（保健予防課） で受付します。 ■ 新型コロナワクチンに関すること → 中保健センター（新型コロナワクチン接種推進室） で受付します。 ■ 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、猫の避妊・去勢手術費の助成 → 中保健センターのみ で受付します。
北保健センター [木曽川町黒田字 中沼南ノ切27]	健康支援課 北保健センターグループ ☎(86)1611	

手数料の支払いが県証紙から現金に変わります

県での手数料の支払い方法は、県の収入証紙による納付でしたが、市での手数料の支払いは、納入通知書または現金による支払いになります。

なお、保健所が取り扱う免許申請などの一部の手続きでは、引き続き県の収入証紙での納付になります。（収入証紙は、市役所本庁舎及び市保健所内で購入できます。）

県から受けた許可は4月以降も有効です

中核市移行に伴い県から市に移譲される手続きで、すでに県から許可などを受けている手続きについて、令和3年3月31日までに県の許可を受けている場合は、市の許可を受けたものとみなされますので、改めて許可を受ける必要はありません。

ただし、4月以降に更新・変更などが必要な場合は、市の窓口で手続きを行ってください。